

2019 年度  
法学部評価分科会  
点検・評価報告書（最終）

創価大学

## 4. 教育課程、学習内容

### 点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価

評価の視点1：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握しているか。

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に評価しているか。

創価大学では、①知識基盤：幅広い知識と高度な専門性、②実践的能力：知識を社会に応用する力とコミュニケーション力、③国際性：多様性を受容する力と他者との協働性、④創造性：統合する力と創造的思考力を身につけた世界市民となるべき人材の育成に取り組む目標を掲げ、こうした知識・技能・態度を身につけ、かつ所定の単位を修得しGPA基準を満たした学生に学位を授与する方針を掲げている（4-6）。

この方針を受け、法学部では、各授業およびゼミナールの組み立てにおいて、双方向型授業の実施、学生同士でのグループワークの重視、グループワークの報告会および質疑応答に積極的に取り組んでいる。また、特にグループワークやその報告会では、常に役割分担の公正性、作業過程における多角的視点に留意することや国際比較的な観点からの分析や評価を行うように指導している。

そうした授業等の設計に基づいて、学習成果を適切に把握かつ評価するために、授業や報告会の質疑応答について、教員が全体講評をするだけでなく、各学生間でも作業への取り組み姿勢・内容の水準・今後の課題や問題点をレビューさせていて、各学生の到達度等を可能な限り客観的にはかり、その資料に基づいた評価をする等の工夫を行っている。

4-6 <https://www.soka.ac.jp/department/policy/>

### 点検・評価項目⑦：教育課程の内容・方法の適切性についての定期的な点検・評価。その結果に基づく改善・向上に向けた取り組み

評価の視点1：教育課程の内容・方法の適切性についての定期的な点検・評価を行っているか。

評価の視点2：その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学部は、学部のディプロマ・ポリシー、すなわち、①知識基盤、②実践的能力、③国際性、④創造性の達成を目指して、学部全体・授業・課外活動の各分野においてアセスメントを実施して教育改善に活用している。

具体的には、①知識基盤については、セメスターごとのGPAの推移を一覧にして学生一人ひとりの現状と課題を把握している。②実践的能力については、入学時と4年次で実

施している TOEIC および就業力測定試験の得点の変化に基づく評価、AP 事業による 3 段階の評価を実施している。③国際性については、課外ラーニング・アウトカムズの測定、シュリーマン賞、ダ・ヴィンチ賞獲得の奨励、短期海外研修および長期留学の研修出発前と帰国後の語学及び専門的知識の伸び率の評価等を実施している。④創造性については、授業カリキュラムの編成や実施において学生のニーズや水準を高めるように工夫すると同時に（点検・評価項目⑥を参照）、最終的に卒業研究（卒業論文）の提出や報告を通じて思考力の向上を図っている。

これらの成果および達成度の観点から、 Semester ごとに学生に授業評価アンケートを細かく記入させ、そしてその内容に教員が回答することで、各教員が今後の課題や問題の発見と迅速な取組みができるように努めている。

4 - 7 <https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>

## 第 5 章 学生の受け入れ

### (1) 現状の説明

点検・評価項目①： 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

法学部における、学生の受け入れ方針の状況については、アドミッション・ポリシーを設定し、大学ホームページで公表している（5-1）。

これらは、①4年間の学びで幅広い知識と高度な専門性を身につける、②ワークショップ等により実践的能力および創造力を身につける③国際性を身につける、④身につけるべき能力の適切な評価、という法学部のカリキュラム・ポリシーによって編成された法学部の教育課程において学ぶ上で必要とされる能力として設定されたものであり、また、卒業時において知識基盤、実践的能力、国際性、創造力という法学部のディプロマ・ポリシーに定められた能力を達成するために本学入学時に必要とされる能力として適切に設定されている。入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像としては、特に英語力を重視することが示されており、また、高等学校時代に到達目標とされる基礎学力を有すること、コミュニケーション能力を有し、多様な人々と積極的に協働する資質が求められている。

これらの求められる水準の判定方法については、入試種別に応じて、書類審査、面接試験、グループ・ディスカッション、小論文、筆記試験によって評価し、判定することが明らかにされている。

5-1 <https://www.soka.ac.jp/department/policy/law/>

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究にかかる責任所在の明確化等）の適切な明示

法学部における、教員組織の編成に関しては、現在のところ、法学部の教員定員内において、専門分野ごとの人数配分を示した法学部内の書類があり、基本的にはこれにそった形で教員の採用を行っているが、昨今の大学を取り巻く状況の変化により、現状に応じた対応を行っている。各教員の役割については、学部内の業務のうち、専門教育に関わるものについては、当該専門領域の教員が担当し、一般的な業務については、学部長・副学部長が、できるだけ仕事量の負担が公平になるように、委員の割り振り等を行っている。その他、学部内で、カリキュラム上のコースごとに長を設け、各コースの運営について責任を負っている。

しかし、これらについて方針の明示はされていないのが現状である。

なお、大学として求める教員像、教員組織の編成方針が全学で策定されたことに伴い、法学部でも同様の、法学部として求める教員像、教員組織の編成方針を以下の通り定めた。

#### 〈求める教員像〉

1. 本学が掲げる建学の精神及び理念・目的を十分に理解し、「創価大学教員倫理綱領」を遵守する者
2. 法学部における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があり、その向上に努める者
3. 教授、准教授、講師、助教それぞれに必要な教育研究上の業績、実務家教員においては専攻分野に関する高度の実務上の能力を有し、継続的に積み上げる意思のある者

者

4. 学部運営に主体的かつ協力的に取り組める者
5. 研究成果を広く社会に還元し、研究者としての社会的責務を果たすことができる者
6. 教育・研究・大学運営等の活動において、積極的に学生と関わり、職員と協働できる者

#### 〈教員組織の編成方針〉

1. 大学設置基準に基づくとともに、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、法学部教員組織における教育研究上の目的等を実現するために、必要な教員を配置する。
2. 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うために、教育課程や学部運営等において適切に教員の役割を分担する。

広く国内外に人材を求め、年齢・性別構成及び社会実践経験等の有無に配慮する

#### (2) 長所・特色

#### (3) 問題点

教員編成について、キャリアに応じたコース制をとる本学部においては、公務員などを志望する学生が多いにもかかわらず、その担当教員が他の領域に比して少数であるという問題を抱えており、教員の専門領域ごとの人数配分を、今後見直していくことが必要となる。また、その他の教員の役割等についての方針を明示していないので、これも検討の上、明示することが必要であると考えている。

#### (4) 全体のまとめ

## 第7章 学生支援

#### (5) 現状の説明

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

法学部では、学生の自主学習スペース「COSMOS」を開設し、法学・政治学及びキャリア関連の書籍を配架する等、学習支援体制を整備している。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

法学部では、学生の意向・能力に応じた修学支援を適切に実施している。具体的には、グローバルな法曹を目指す学生のためのプログラム「GLP (Global Lawyers Program)」を開設し、初年次から専門性を踏まえた補充教育（現役弁護士との懇談会や勉強合宿等）を行っている。また、公務員・外交官を目指す学生には「公務員ゼミ」「外交官ゼミ」を定期的で開催し、初年次から補充教育（現役公務員・外交官との懇談会や政策勉強会等）を実施している。このほか、留学を目指す学生のための英語学習ピアサポート団体「〇〇〇」を組織し、留学経験者による学習サポートを行う等、学生の意向・能力に応じた補充教育を行っている。

成績不振の学生については、初年時からアカデミック・アドバイザー教員を配置し、学習指導面談を行う等、成績不振学生の状況把握と指導を行っている。

奨学金による経済的支援については、学部独自の支援制度として、所定の成績（語学試験等）を修めた学生を対象に「オリーブ賞」「Peace and Human Rights 賞」を設け、副賞として図書券を付与している。また、法曹志望のGLPの学生を対象に、法曹奨学金制度を導入している。このほか、外部資金（ワンアジア財団）による寄附講座（特殊講義）にも奨学金制度がある。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

法学部では、初年次からアカデミック・アドバイザー教員を配置し、生活面での個別面談を行う等、学生の生活に関する適切な支援体制を設けている。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

法学部では、進路を意識したコース制に基づく体系的な編成を行っている。具体的には、「リーガル・プロフェッションコース」、「ビジネス法務コース」、「公共政策・行政コース」、「国際平和・外交コース」の4コース制を採用し、法曹、企業人、公務員、外交官等のキャリアに必要な高度の専門性を身につけることができるように支援している。とくに法曹を目指す学生のために、グローバルロイヤーズプログラム(GLP)を設置し、1年次より法曹養成を目標としたカリキュラムを用意している。このほか、法学部独自のキャリア・イベント「オータム・フェスタ」を開催し、各界に進出した卒業生との懇談会や業務説明会等を実施している。

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

法学部では、教員の専門性を生かし、正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を行っている（国連研究の専門家による国連研究会への支援等）。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生からの要望を受け、専門ゼミ選択の情報提供・ミスマッチ防止のため、現役ゼミ生による「ゼミ相談会」を設け、秋と春の年2回実施している。

(6) 長所・特色

(7) 問題点

(8) 全体のまとめ

## 第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状の説明

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

法学部では、コース科目であるワークショップ等を通じて、学外組織との適切な連携体制を構築している。「ビジネス&ロー・ワークショップⅠ～Ⅲ」（ビジネス法務コース）では、野村證券、三井住友銀行、三菱UFJ信託銀行、日本証券業協会、損害保険協会、生命保険協会等との連携プログラム、「公共政策ワークショップA、B」「まちづくり八王子フィールドワーク」（公共政策・行政コース）では、包括連携協定に基づく八王子市各課（学園都市文化課、都市戦略課、高齢者いきいき課、産業政策課等）との協働プログラム、「人間の安全保障ワークショップ」「人間の安全保障フィールドワーク」（国際平和・外交コース）では、国連専門機関（UNDP、UNHCR、国連大学等）や国際NGO（AMDA、セーブ・ザ・チルドレンジャパン、アムネスティ・インターナショナル日本等）、民間企業（横川電機、花王等）との連携プログラムをそれぞれ推進している。

各講義科目でも、学外組織と連携した協働プログラムがある。例えば、NPO論では、八王子市内の5つのNPO（八王子市民協議会、フュージョン長池、八王子つばめ塾、からまつ、HERO等）と連携し、ゲスト講義、インターン受入れ等を行っている。外部資金（ワンアジア財団）による寄附講座（特殊講義）でも、外部講師を招聘したオムニバス講座、フィールド・スタディツアー等を運営している。

このほか、八王子市の市民向け講座（いちょう塾）への講師派遣、八王子市有識者検討委員会への委員派遣、大学コンソーシアム八王子主催の学生発表会等、社会連携・社会貢献に関する活動を通じて積極的に教育研究成果の社会への還元を図っている。

### 評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

法学部では、地域交流、国際交流事業への参加を積極的に推進している。地域交流事業としては、公共政策・行政コースの学生が埼玉県東秩父村と連携・交流し「まちおこしプラン」を作成・発表したほか、八王子市学生企画事業に採択された学生グループが八王子市学園都市文化課、八王子商工会議所、八王子観光コンベンション協会、置屋、IT企業等と連携・交流し「八王子花街まちづくりプラン」を、八王子国際化協会、八王子モスク、東京消防庁等と連携・交流し「イスラーム多文化防災プラン」をそれぞれ作成・発表した。

国際交流事業としては、英国バッキンガム大学国際教養学部との学部間提携に基づき、学生派遣を行っている。各種の国際交流会議にも教員・学生が積極的に参加している（ベトナム・ハノイで開催された国際交流会議「教育による平和」に教員2名が参加、「HPAIR（ハーバード大学主催国際学生会議）」、「Girls20 サミット国際女性会議」、「ノーベル平和受賞者世界サミット」等に法学部生が参加）。

---